

平成 22 年 7 月 7 日

予防接種部会委員
鳥羽市長 木 田 久主一

本日は、公務のため出席できませんので、「費用負担のあり方」について、下記のとおり意見を提出致します。

記

予防接種法に基づく定期接種については、市町村が実施主体となっており、接種を行うために要する費用は、市町村の支弁とされている。

また、当該費用については、低所得者を除き、実費徴収が出来ることとされている。

しかし、実費徴収が可能な接種者の経済的な負担等を考慮し、多くの市町村では、全額公費において措置しているのが実態である。

今後の予防接種法の抜本見直しに当たっては、WHOが推奨する予防接種の定期接種化についても検討がなされているが、併せて、国・都道府県・市町村の役割分担及び国庫負担の導入など費用負担のあり方について、十分議論した上で法律上明確に位置付けることが必要である。

当然のことながら、その際は、住民に最も身近な市町村の意見を尊重して頂きたい。